



補助金ガイドブック

[令和4年度版]

庄 原 市
(総務部財政課)



1. はじめに

庄原市では、市民の皆さんが「生活の場」、「地域活動の場」など多様な場面でご活用いただける補助金を設けています。

このガイドブックは、令和4年度の予算に計上している補助金の中から、市民の皆さんにご活用いただけるものを抜粋しており、表中の「補助の目的、対象事業など」「補助金額など」にそれぞれの概要を記載しています。採択要件等は各補助金で異なりますので、詳細については各担当部署へお問い合わせください。

2. 第2期持続可能な財政運営プランにおける取組みについて

現在の財政計画では、人口減少に伴う税収、普通交付税の大幅な減額などにより、今後の歳入総額は減少する見込みです。そのため、歳入の状況に見合う歳出となるよう、財政の健全化対策を実施することが必要不可欠であり、安定的な行政サービスの提供、多岐にわたる行政課題などに対応するため、平成29年11月に「第2期持続可能な財政運営プラン」を策定し、補助金制度の見直し等計画的に行ってきました。

令和3年度では、令和4年度から令和7年度までの後期実施期間における取組をまとめた「第2期持続可能な財政運営プラン～後期実施計画～」を策定しました。後期実施期間では、前期実施期間の補助金の取組を継続することとしています。

また、補助金申請額が当初予算額に達した時点で受付を終了する補助金もありますので、補助金の活用を希望される場合は、お早めに担当部署へお問い合わせください。

3. 新型コロナウイルス感染症に関する支援制度等について

支援制度等の詳細については、市ホームページをご覧ください。新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口（電話 0824-73-1138）へお問い合わせください。

4. 分野別（令和4年4月1日現在）

(1) まちづくりに関するもの	1 頁
(2) 農業振興に関するもの	2 頁
(3) 林業振興に関するもの	9 頁
(4) 道路（市道・農道・林道）・農林施設（農地、ため池など）等に関するもの	12 頁
(5) まちなか活性化、商工振興に関するもの	14 頁
(6) 住まい・環境・衛生に関するもの	18 頁
(7) 定住促進に関するもの	21 頁
(8) 暮らしの安心・安全に関するもの	22 頁
(9) 保健・福祉・医療に関するもの	24 頁
(10) 教育に関するもの	30 頁
(11) 平成30年7月豪雨災害に関するもの	31 頁

(1) まちづくりに関するもの

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
1. 集会施設借上助成金	<p>【概要】 集会所などの集会施設が設置されていないため、民家などを賃貸借契約により常時借り上げている地域に対して借上料の一部を助成</p>	<p>1年間の借上料によって補助額が異なりますので、お問い合わせください。</p>	<p>企画振興部 自治定住課 (電話) 0824-73-1209 または 各支所担当室</p>
2. コミュニティ推進補助金	<p>【概要】 (財)自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業の助成が決定された事業を対象とし、自治振興区等のコミュニティ組織が地域づくりのため実施する事業に助成</p>	<p>①一般コミュニティ助成事業 100万円以上 250万円以内 ②地域防災組織育成助成事業 詳しくはお問い合わせください。 ③コミュニティセンター助成事業 対象経費の3/5以内 【助成上限額】 1,500万円 ④青少年健全育成助成事業 30万円以上 100万円以内</p>	
3. 集会施設整備補助金	<p>【概要】 地域自治活動の推進を図るため、集会所などの集会施設の新築・購入、増改築および修繕を行なう地域に補助</p>	<p>①新築・購入 事業費の1/2以内 【補助金上限額】 補助対象事業費は1㎡当たり10万円を上限 ②増改築・修繕 事業費の1/2以内 【補助金上限額】 補助対象事業費は20万円以上のものとし、100万円を上限 ※地域が直接施工の場合は原材料のみ対象</p>	
4. まちづくり応援補助金	<p>【概要】 まちづくり活動に対する機運の醸成、啓発を図るため、まちづくり活動を行う市民団体に補助 ※庄原市市民活動団体登録制度に登録する団体</p>	<p>①市民活動団体 補助率4/5 【補助金上限額】 100万円 ②学生を中心に構成する団体 補助率10/10 【補助金上限額】 30万円</p>	
5. ふるさと応援寄附金市民団体等事業支援補助金	<p>【概要】 ふるさと応援寄附金を財源とし、市民団体等が取り組む公益的な事業を支援することにより、本市のまちづくりの推進を図る。 【対象団体】 ①自治振興区、自治会、その他一定の地域に生活する者が参加する良好な地域社会の維持及び発展を目的とした団体又は組織 ②市内において公共的活動その他の活動を営む団体又は組織</p>	<p>【対象事業】 市内で実施される次のいずれかに該当する事業 ①自治、協働及び定住に関する事業 ②産業及び交流に関する事業 ③環境、基盤、交通及び情報に関する事業 ④保健、福祉、医療及び介護に関する事業 ⑤教育及び文化に関する事業 【補助金上限額】 寄附金額の95%</p>	

(2) 農業振興に関するもの

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
<p>6. ブランド米推進事業補助金</p>	<p>【概要】 低農薬、低化学肥料等安全安心な米づくりを基本に、市内で生産したこだわり米を高価格で販売するための知名度向上及び販売促進に必要な経費(広告宣伝、商標登録等に要する経費)を補助</p> <p>【対象者】 こだわり米の生産を行う法人又は生産団体等</p>	<p>対象経費の4/5以内 【補助金上限額】 120万円</p>	<p>企画振興部 農業振興課 (電話) 0824-73-1131 または 各支所担当室</p>
<p>7. 農地利用集積促進事業奨励金</p>	<p>【概要】 農業経営基盤強化促進法の認定を受けた農業者等が賃借権の設定により農地の利用集積を行った場合に集積面積に応じて交付</p> <p>【対象者】 ① 農業委員会を通じて6年以上の賃借権の設定を受けた者 ② 庄原市に住所を有する者 ③ 賃借権設定後の経営耕地面積が、5ha以上の者</p> <p>【対象要件等】 経営耕地面積が5haを超える部分が交付対象面積となる。</p>	<p>賃借権設定期間6年以上10年未満 田 3,500円以内/10a 畑 1,400円以内/10a 賃借権設定期間10年以上 田 7,000円以内/10a 畑 2,800円以内/10a 更新は上記単価の1/2</p>	
<p>8. 中山間地域等直接支払交付金</p>	<p>【概要】 耕作放棄地の発生の防止と農地の適正な維持管理を促進し、農地の持つ多面的機能の維持発揮を図り、併せて地域農業集団及び集落共同活動を育成するため、集落若しくは認定農業者に対し、交付金を交付</p> <p>【対象者】 集落協定または、個別協定を締結し、5年間以上継続して行う農業者等(第三セクター、生産組織等を含む)が行う農業生産活動を対象とする。</p>	<p>交付単価の上限額 田：急傾斜 21,000円/10a 緩傾斜 8,000円/10a 畑：急傾斜 11,500円/10a 緩傾斜 3,500円/10a</p> <p>その他、協定に沿った取り組み内容により交付</p>	

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
<p>9. 環境保全型農業 直接支払事業補助金</p>	<p>【概要】 農業者等が、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取組む場合、取組面積に応じた補助金を交付</p> <p>【対象者】 みどりのチェックシートに取り組む農業者団体</p> <p>【対象要件等】 支援の対象となる取組</p> <p>①カバークロップ ②堆肥の施用 ③有機農業 ④秋耕 ⑤リビングマルチ ⑥草生栽培 ⑦不耕起播種 ⑧長期中干し</p>	<p>交付単価の上限額</p> <p>①6,000円/10a ②4,400円/10a ③12,000円/10a(そば等雑穀・飼料作物以外。そば等雑穀・飼料作物は3,000円/10a) ④800円/10a ⑤5,400円/10a ⑥5,000円/10a ⑦3,000円/10a ⑧800円/10a</p>	<p>企画振興部 農業振興課 (電話) 0824-73-1131 または 各支所担当室</p>
<p>10. 農業法人育成補助金</p>	<p>【概要】 農業法人が生産又は加工に必要な機械施設の整備に要する経費を補助</p> <p>【対象者】 農業法人</p> <p>【対象要件等】 農業経営改善計画に基づく機械施設の導入経費</p>	<p>対象経費の1/4以内</p> <p>【対象経費上限額】 850万円 【対象経費下限額】 50万円</p>	
<p>11. がんばる農業支援事業補助金</p>	<p>【概要】 農業者の「農業所得の向上」を実現するための機械施設等の整備に要する経費を補助</p> <p>【対象者】 認定農業者及び農地又は耕作権を所有し、市内で農畜産物生産を行う農業者</p>	<p>申請者が認定農業者であり改善計画に基づくもの：対象経費の2/5以内、年間補助金上限額40万円</p> <p>改善計画に基づかないもの：対象経費の1/4以内、年間補助金上限額40万円</p> <p>申請者が認定農業者以外の者：対象経費の1/4以内、年間補助金上限額22万5千円</p>	

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
12. 新規就農者育成事業奨励金（経営開始型）	<p>【概要】 新たに市内で、独立・自営就農及び、親元就農した者に奨励金を交付</p> <p>【対象者】 認定新規就農者 （原則 45 歳未満の個人）</p> <p>【対象要件等】 ①独立・自営就農、親元就農 3 年以内 ②国の同種の助成等を受けていないこと。 ③青年等就農計画の認定を受けた方。 ④市が行う営農研修等に参加すること。</p>	6 万円/月 就農 3 年以内	企画振興部 農業振興課 （電話） 0824-73-1131 または 各支所担当室
13. 就農施設等整備事業補助金	<p>【概要】 農業経営を開始するのに必要となる施設・機械等の購入に必要な経費を補助</p> <p>【対象者】 認定新規就農者</p> <p>【対象要件等】 補助対象期間は就農後 3 年以内</p>	対象経費の 2/5 以内 ただし、経営継承は 1/4 以内 【対象経費の上限額】 800 万円	
14. 多面的機能支払交付金	<p>【概要】 地域の共同活動を支援し、農業の有する多面的機能の維持・発揮に資する農地、農業用施設等の保全、農村環境の向上及び、農業用施設の長寿命化を図る。</p> <p>【対象者】 農業者又は農業者及びその他の者で構成する活動組織</p>	<p>交付単価の上限額</p> <p>①農地維持支払 田：3,000 円/10a 畑：2,000 円/10a 草地：250 円/10a</p> <p>②資源向上支払 （地域資源の質的向上を図る共同活動） 田：2,400 円/10a 畑：1,440 円/10a 草地：240 円/10a</p> <p>③資源向上支払 （施設の長寿命化のための活動） 田：4,400 円/10a 畑：2,000 円/10a 草地：400 円/10a</p>	
15. アカバネ病予防対策事業補助金	<p>【概要】 牛異常産の予防を目的に実施するワクチン接種に要する経費</p> <p>【対象者】 畜産農家等</p>	対象経費の 1/3 以内 【対象経費上限額】 牛異常産三種混合ワクチン接種単価とし、年間 1 頭当たり 1 回を限度	企画振興部 農業振興課 （電話） 0824-73-1227 または 各支所担当室

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
16. 水田放牧促進事業補助金	<p>【概要】 市内の転作田等へ和牛等を放牧するために必要な牧柵の購入に要する経費を補助</p> <p>【対象者】 畜産農家等</p> <p>【対象要件等】 ①放牧する面積を原則1区画50a以上とし、谷間など範囲が限定される場所においては、概ね30aとすること。 ②複数個所の電気牧柵設置を行う場合は、それぞれの放牧箇所が上記の条件を満たすこと。</p>	<p>対象経費の1/4以内 【補助金上限額】 6万円</p>	<p>企画振興部 農業振興課 (電話) 0824-73-1227 または 各支所担当室</p>
17. 畜産環境施設等整備事業補助金	<p>【概要】 堆肥を生産する施設の設置及び改修並びに堆肥の運搬・散布に利用する機械の購入及び修繕に要する経費を補助</p> <p>【対象者】 畜産農家等</p> <p>【対象要件等】 牛10頭又は豚100頭以上を飼養する畜産農家又はその畜産農家を含む団体とし、堆肥生産販売届出者又は届出予定者であること。 ただし、生産された堆肥が複数の農業者等に利用されるものに限る。</p>	<p>対象経費の1/3以内 【対象経費上限額】 800万円 【対象経費下限額】 50万円</p>	
18. 和牛ヘルパー利用促進事業補助金	<p>【概要】 和牛ヘルパー事業等の利用に要する経費を補助</p> <p>【対象者】 和牛飼養農家</p>	<p>対象経費の1/3以内</p>	
19. あづま蔓・比婆牛素牛造成人工授精・受精卵移植助成金事業	<p>【概要】 和牛群の改良を促進するため、繁殖用雌牛に広島県種雄牛の精子を人工授精又は広島県種雄牛の精子を交配した受精卵を移植した場合に、人工授精・移植に要する経費を助成</p> <p>【対象者】 繁殖農家</p> <p>【対象要件】 ①人工授精は広島県種雄牛の精液を活用すること。 ②受精卵は広島県種雄牛の精液を用いたもので、その産子が子牛登記することが可能であること。</p>	<p>1回につき 1万円以内 (ただし、同一牛は、原則同一年度内1回)</p>	

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
20. 繁殖用和牛造成 推進事業補助金 あづま蔓導入・ 自家保留助成金	<p>【概要】 基礎牛群の造成を目的とする繁殖用和牛の導入又は保留に要する経費を補助</p> <p>【対象者】 畜産農家等 和牛飼育農業法人</p> <p>【対象要件等】 3年間の飼養義務 同一の対象牛に対する補助は1回限りとする。</p>	<p>基本額 5万円/頭 導入加算 2万円以内/頭 増頭加算 5万円以内/頭 法人加算 10万円以内/頭 あづま蔓 5万円以内/頭を加算</p> <p>【補助金上限額】 法人加算は6頭以上を飼養する場合かつ増頭する場合に限り、通算補助対象頭数の上限は30頭</p>	<p>企画振興部 農業振興課 (電話) 0824-73-1227 または 各支所担当室</p>
21. 比婆牛素牛導入 助成事業	<p>【概要】 家畜市場等から比婆牛素牛を導入するための経費を助成</p> <p>【対象者】 肥育農家及び JA庄原肥育センター</p> <p>【対象要件】 ①家畜市場等から導入した比婆牛素牛 ②15月齢以内の比婆牛素牛(去勢牛・未経産牛)が対象 ③出荷は23月齢以上まで肥育した後、市が認めた県内のと畜場に出荷すること。</p>	<p>1頭につき 農家(法人を含む) 10万円以内 JA庄原肥育センター 5万円以内</p>	
22. 比婆牛素牛自家 保留助成事業	<p>【概要】 比婆牛素牛の自家保留に要する経費を補助</p> <p>【対象者】 畜産農家等</p> <p>【対象要件】 ①自らが生産した比婆牛素牛を自家保留すること。 ②出荷は23月齢以上まで肥育した後、市が認めた県内のと畜場に出荷すること。</p>	<p>1頭につき 4万円以内</p>	
23. 比婆牛素牛生産 奨励金	<p>【概要】 比婆牛素牛の要件を満たす子牛を生産する経費を補助</p> <p>【対象者】 畜産農家等</p> <p>【対象要件等】 比婆牛素牛を生産し、生産検査を受検又は広島血統和牛増産事業における供給協定受精卵の産子を県内肥育農家又は全農ひろしまに出荷すること。</p>	<p>1頭につき 2万円</p>	

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
24. 比婆牛増産促進 助成金	<p>【概要】 乳用牛の自家育成を推進し比婆牛を増産するため、人工授精又は受精卵移植の経費を補助</p> <p>【対象者】 酪農家</p> <p>【対象要件等】 後継乳用牛を育成するため、乳用牛に性判別精液で人工授精を行う又は性判別受精卵を移植すること。広島血統和牛増産事業における供給協定を締結すること。</p>	1回につき 5千円 (ただし、同一牛は、同一年度内において1回限り)	企画振興部 農業振興課 (電話) 0824-73-1227 または 各支所担当室
25. 家畜飼養施設増 改築等支援事業 補助金	<p>【概要】 飼養規模拡大及び飼養形態改善のため、個人等で実施する畜舎及び堆肥舎の新築及び増改築、既存施設の取得及び給排水設備その他飼養に必要な施設のために必要な経費を補助</p> <p>【対象者】 畜産農家等</p>	対象経費の1/4以内 【補助対象経費限度額】 ①畜舎新築 上限額 500万円 ②畜舎増改築 上限額 200万円 下限額 50万円 ③堆肥舎新築 上限額 300万円 ④堆肥舎増改築 上限額 100万円 下限額 30万円 ⑤既設施設取得 上限額 500万円 ⑥給排水設備その他飼養に必要な施設の整備 上限額 100万円 下限額 30万円	
26. 乳用牛受精卵導 入事業補助金	<p>【概要】 乳牛へ広島県が造成した黒毛和種の種雄牛の受精卵移植に要する経費を補助</p> <p>【対象者】 酪農家</p>	対象経費の1/3以内 【補助金上限額】 8,500円/回 同一牛は年2回以内	
27. 乳用牛群検定事 業補助金	<p>【概要】 広島県酪農業協同組合に委託して行う乳用牛群検定に要する経費を補助</p> <p>【対象者】 酪農家</p>	対象経費の2/10以内	
28. 乳用牛ヘルパー 利用促進事業補 助金	<p>【概要】 広島県酪農業協同組合が行う酪農ヘルパー事業の利用に要する経費を補助</p> <p>【対象者】 酪農家</p>	対象経費の1/15以内	

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
29. 乳用牛増頭推進事業補助金	<p>【概要】 乳用牛の増頭及び高能力牛への更新のための乳用牛の導入又は自家保留に要する経費を補助</p> <p>【対象者】 酪農家</p> <p>【対象要件等】 ①新規を含む酪農家で、5年以上継続した乳用牛飼養が確実であること。 ②乳用牛群検定事業を実施していること。 ③導入は、広島県酪農業協同組合が実施する事業による酪農協有牛であること。</p>	導入増頭 7万円以内/頭 更新導入 3万5千円以内/頭 自家保留 1万円以内/頭	企画振興部 農業振興課 (電話) 0824-73-1227 または 各支所担当室
30. 豚防疫対策事業補助金	<p>【概要】 豚の伝染病の予防接種等に要する経費を補助</p> <p>【対象者】 養豚農家</p>	対象経費の1/3以内	
31. 種豚確保対策事業補助金	<p>【概要】 自家利用する繁殖用種豚(雌雄)を生産するための純粋種精液の利用に要する経費を補助</p> <p>【対象者】 養豚農家</p>	純粋種精液1セット当たり1万円以内	
32. 堆肥利用促進事業補助金	<p>【概要】 農地の土づくりを推進するために購入する堆肥の経費に対し補助金を交付</p> <p>【対象者】 年間10t以上購入し、農産物生産に使用している農業者又は農業者で組織する団体</p> <p>【対象要件等】 ①市内の農業者、農業者が組織する団体、地域農業集団、農業生産法人、第3セクター又は農業協同組合によって生産されていること。 ②生産者が、肥料の品質の確保等に関する法律第22条第1項の特殊肥料生産業者届出及び同法第23条第1項の肥料販売業務開始届出をし、その写しを市長へ提出していること。</p>	バラ売り堆肥: 購入経費の1/3以内又は1t当たり850円のいずれか低い額以内 袋詰め堆肥: 購入経費の1/3以内又は1袋当たり42円のいずれか低い額以内 【補助金上限額】 年間交付額50万円を上限	

(3) 林業振興に関するもの

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
33. 鳥獣被害防止総合対策交付金事業（ハード）	<p>【概要】 野生鳥獣による農作物被害を未然に防止するため、地域ぐるみで行う鳥獣被害防止に対し、防除柵（フェンス資材）を貸与</p> <p>【事業主体】 庄原市有害鳥獣対策協議会</p> <p>【集落等への貸与基準・要件】 ①市内の3戸以上の販売農家を含む団体（個人は対象外） ②貸与資材を集落等で有効かつ自力施工・管理できること。 ③設置距離が1km以上 ④事前要望（前年度）の必要あり。</p>	防除柵（フェンス資材）の貸与は無償	庄原市有害鳥獣対策協議会 事務局：林業振興課 （電話） 0824-73-1124 または 各支所担当室
34. 鳥獣被害対策実施隊免許費用助成	<p>【概要】 狩猟免許新規取得及び免許更新に要する経費を助成</p> <p>【対象者】 新規に狩猟免許を取得し、鳥獣捕獲業務に協力できる方</p>	対象経費の3/4以内	企画振興部 林業振興課 （電話） 0824-73-1124 または 各支所担当室
35. 有害鳥獣防除事業補助金	<p>【概要】 有害鳥獣から農作物被害を防護するため、電気牧柵・トタン等の資材または、捕獲柵の購入経費に対して補助</p> <p>【対象者】 個人、団体等</p> <p>【補助要件等】 ①防除柵設置事業 電気牧柵、トタン、ネット、フェンスの資材購入費 ※過去に本補助金を受けた農用地等は事業完了の翌年度から起算して5年を経過していること。 ②捕獲柵設置事業 囲いわな、箱わなの購入費</p>	<p>①防除柵設置事業 資材購入費の1/2以内 【補助金上限額】 6万円 （経営面積が2.6ha以上の大規模農家の場合12万円を限度）</p> <p>②捕獲柵設置事業 捕獲柵購入費の1/2以内 【補助金上限額】 8万円</p>	
36. 再造林支援補助金	<p>【概要】 循環型の林業経営を支援するため、針葉樹等の再造林に対し補助</p> <p>【対象者】 森林組合、森林所有者</p> <p>【補助要件等】 広島県林業関係事業補助金（造林補助金）の規定に基づく県補助事業として市内において実施する再造林事業</p>	広島県の補助金額（県費補助金）の1/2	

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
37. 森林整備地域活動支援交付金	<p>【概要】 森林の有する多面的機能の発揮を目的として、適切な森林整備を行うための施業集約化を行う者に交付金を交付</p> <p>【対象者】 森林整備地域活動実施協定を市長と締結し地域活動を行う者（森林所有者、森林組合等）</p> <p>【補助要件等】 対象となる森林の施業の集約化を行い、交付金事業実施年度の翌年度までに森林経営計画を作成すること。</p>	定額補助	企画振興部 林業振興課 (電話) 0824-73-1124 または 各支所担当室
38. 環境貢献林補助金	<p>【概要】 手入れが十分にされていない人工林（スギ・ヒノキ）の整備を行い、森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、間伐や被害木の伐倒整理に対して補助</p> <p>【対象者】 森林所有者・森林組合等</p> <p>【対象要件等】 ①過去15年間に手入れがされていない人工林 ②山腹傾斜20度以上かつ保全対象からの距離が250m未満の人工林 ③間伐：所有者負担金として1ha当たり1万円 ※森林整備に関する10年間の協定を市と締結する。</p>	定額補助	
39. 里山林等補助金	<p>【概要】 手入れが十分にされていない里山林で、土砂災害防止や鳥獣害防止等を目的にした整備や、住民団体が里山林等の保全活用のため自らが企画・立案・取組に対しての支援、森林・林業体験活動に対して補助</p> <p>【対象者】 森林組合・住民団体等</p> <p>【対象要件等】 ※10年間の維持管理の協定を市と締結する。</p>	対象経費の10/10 以内	

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
40. 林業学校就学補助金	<p>【概要】 円滑な林業への就業と定着を図るため、森林環境譲与税を財源とし、林業学校へ就学する者を雇用する予定の事業者に補助金を交付</p> <p>【対象団体】 林業事業者</p> <p>【対象要件】 次のすべてを満たす事業者とする。</p> <p>①庄原市内に森林施業を行う事業所を有すること、もしくは庄原市内で森林施業を行っていること</p> <p>②2名以上の従業員を雇用していること</p> <p>③就学者に対し、就学者が林業学校を卒業するまでに、林業学校を卒業する年度の翌年度内に雇用する約定期間を取り交わすこと</p> <p>④就学者が林業学校を卒業するまでに、就学者を雇用しないこと</p> <p>⑤就学者が林業学校を卒業後1年以内に庄原市内へ居住し、在学期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、継続して就業させること</p>	<p>林業学校就学者1名当たり 年額30万円 (2年間を限度とする)</p>	<p>企画振興部 林業振興課 (電話) 0824-73-1124 または 各支所担当室</p>

(4) 道路(市道・農道・林道)・農林施設(農地、ため池など)等に関するもの

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
41. 農林道補修補助金	<p>【概要】 農林道の補修に補助</p> <p>【対象要件等】</p> <p>① 1世帯以上が、唯一の生活用道路として使用している路線</p> <p>② おおむね幅員が1.8m以上、延長が100m以上の路線</p> <p>③ 施工は、砕石を基本とし、30m当たり1立方メートル以内とする。</p> <p>④ 国、県が管理するものを除く</p>	事業に必要な砕石の購入費	環境建設部 建設課 (電話) 0824-73-1150 または 各支所担当室
42. 農林施設整備事業補助金(災害)	<p>【概要】 農林施設の改修・改良工事又は災害復旧工事に対して補助</p> <p>(1) 改修・改良工事等の採択基準 単独県費補助事業に採択されない次の工事で、かつ工事費10万円以上のもの。</p> <p>① 農道又は林道(橋梁を含む)の改修・改良及び舗装工事</p> <p>② 治山のための土留等工事</p> <p>③ ため池の用途廃止の為の工事</p> <p>④ かんがい排水施設の改修工事</p> <p>⑤ 農地及び畦畔の改修改良工事</p> <p>(2) 災害復旧工事の採択基準 国庫補助災害復旧事業に採択されない次の工事で、かつ市へ災害による被災報告をしている工事費10万円以上40万円未満のもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地災害復旧工事(異常な天然現象により発生した災害) ・ 農林施設災害復旧工事(異常な天然現象により発生した災害で、かつ受益者が2戸以上) 	<p>(1) 対象経費の25%</p> <p>(2) 農林施設災害復旧工事は62.5%</p> <p>【補助金上限額】 37万5千円</p>	
43. 農林道路線草刈作業実施活動助成金	<p>【概要】 市が管理する農林道の草刈り作業に交付金を交付</p> <p>【対象者】 自治振興区、自治振興区を構成する地域</p>	1m当たり12円 1路線当たり年1回限り	

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
44. 生活道整備補助金（災害）	<p>【概要】 生活道の整備に対して補助</p> <p>【対象者】 生活道の所有者又は利用者</p> <p>【対象要件】</p> <p>① 1戸以上が日常生活で通行道路として利用している国道・県道・市道以外の道路</p> <p>② 幅員が1.8m以上（拡幅が困難で、不特定多数の通行があるなど特に公共性及び公益性が高い場合については、0.9m以上）、かつ延長が1路線10m以上</p> <p>③ 補助対象経費は、新設工事・改築工事・修繕工事費</p>	<p>対象経費の40%</p> <p>【補助金上限額】 64万円</p>	<p>環境建設部 建設課 (電話) 0824-73-1150 または 各支所担当室</p>
45. 道路草刈り作業実施交付金	<p>【概要】 市が管理する道路の草刈り作業に対して交付</p> <p>【対象者】 地域団体</p>	<p>1m当たり12円 1路線当たり年1回限り</p>	

(5) まちなか活性化、商工振興に関するもの

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
<p>46. まちなか活性化補助金 (空き店舗等活用創業支援事業)</p>	<p>【概要】 空き店舗等を活用し、新たに創業する場合、借上料と改装費に対し補助金を交付</p> <p>【対象者】 新たに創業しようとする団体または個人</p> <p>【対象の業種】 ①卸売業、小売業 ②宿泊業、飲食サービス業 ③生活関連サービス業、娯楽業のうち、洗濯・理容・美容・浴場業、衣服裁縫修理業、娯楽業 ④教育、学習支援業のうち、学習塾、教養・技能教授業 ⑤医療・福祉業のうち、医療業</p> <p>【対象地域】 各地域の中心となるエリア</p> <p>【募集期間等】 ①借上料 事業開始後1年以内(随時受付) ②改装費 令和4年5月31日まで</p>	<p>①借上料 対象経費の2/5以内 【補助金上限額】 月額3万4千円 補助期間 2年</p> <p>②改装費 対象経費の1/4以内 【補助金上限額】 42万5千円 補助回数 1回限り</p>	<p>企画振興部 商工観光課 (電話) 0824-73-1178 または 各支所担当室</p>
<p>47. まちなか活性化補助金 (まちなかイベント事業)</p>	<p>【概要】 まちなかを活性化しようとするイベントの事業費に対し補助金を交付</p> <p>【対象者】 継続的にまちなかを活性化しようとする団体または個人</p> <p>【補助対象経費】 ①報償費 ②旅費 ③消耗品費 ④印刷製本費 ⑤役務費 ⑥使用料 ⑦賃借料 ⑧その他市長が必要と認めたもの</p> <p>【対象地域】 各地域の中心となるエリア</p> <p>【申請期限】 イベントを実施する日の1ヶ月前まで(随時受付)</p>	<p>対象経費の2/5以内 【補助金上限額】 34万円</p> <p>補助回数 各年度1回限り、3回を限度</p>	

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
<p>48. まちなか活性化補助金 (店舗改装支援事業)</p>	<p>【概要】 まちなかを活性化するために、老朽化した現在の店舗を改装する場合、その改装費に対し補助金を交付</p> <p>【対象者】 店舗を改装しようとする対象業種の事業者</p> <p>【対象の業種】 ①卸売業、小売業 ②宿泊業、飲食サービス業 ③生活関連サービス業、娯楽業のうち、洗濯・理容・美容・浴場業、衣服裁縫修理業、娯楽業 ④教育、学習支援業のうち、学習塾、教養・技能教授業 ⑤医療・福祉業のうち、医療業</p> <p>【対象地区】 各地域の中心となるエリア</p> <p>【募集期間等】 令和4年5月31日まで</p>	<p>対象経費の1/4以内 【補助金上限額】 42万5千円</p> <p>補助回数 1回限り</p>	<p>企画振興部 商工観光課 (電話) 0824-73-1178 または 各支所担当室</p>
<p>49. 最寄り買い店舗改装支援事業補助金</p>	<p>【概要】 日常生活に必要な商品の販売及びサービスを提供している店舗の改装費に対し補助金を交付</p> <p>【対象者】 日常生活に必要な商品の販売及びサービスを提供している店舗を営んでいるもの (店舗の面積が200平方メートル未満のものに限る。)</p> <p>【対象の業種】 ①小売業 ②飲食サービス業 ③生活関連サービス業、娯楽業のうち、洗濯・理容・美容・浴場業、衣服裁縫修理業、娯楽業 ④教育、学習支援業のうち、学習塾、教養・技能教授業 ⑤医療・福祉業のうち、医療業</p> <p>【対象地域】 まちなか活性化補助金の対象エリア外の地域</p> <p>【募集期間等】 令和4年5月31日まで</p>	<p>対象経費の2/5以内 【補助金上限額】 42万5千円</p> <p>補助回数 1回限り</p>	

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
<p>50. 中小企業振興事業助成金</p>	<p>【概要】 中小企業者及び中小企業団体が行う次の事業へ助成</p> <p>【助成区分】</p> <p>①特定共同施設 助成対象は、同時に10台以上駐車できる規模の、営利を目的としない駐車場（＝特定共同施設）を、中小企業団体が商店街に設置する場合。 ※商店街のおおむね100m以内に設置すること</p> <p>②設備投資 助成対象は、1年（1/1～12/31）の間に設備投資（新設及び増設）した機械、装置、建物、土地の投下固定資産（課税標準額ベース）の額が3,000万以上10億円以下の場合。</p> <p>③工場移設 助成対象は、都市計画区域内で、工場導入が適当と認められる地域（工業団地等）に、製造業又は製造・加工業に類する事業を営む工場を移設する場合。</p> <p>④雇用拡大 助成対象は、健康保険法に規定する健康保険に加入する新規雇用者が5人以上増加し、そのうち半数以上が市内に住所を有していること。 ただし中小企業者のうち、小規模企業者については、1人以上の拡大から対象とし、住所要件も問わない。 新規雇用を開始する事業年度の初日（個人にあつては4/1）の1ヶ月前までに、申請すること。</p>	<p>①特定共同施設 特定共同施設設置にかかる事業費×1/2 【助成限度額】 3,000万円</p> <p>②設備投資 固定資産税相当額×乗率 1年目 100/100 2年目 70/100 3年目 50/100 【助成限度額】 1,400万円（1年につき） ※土地については、取得の翌日から1年以内に建設着手したものに限り。</p> <p>③工場移設 移設後の工場にかかる固定資産税相当額×乗率 1年目 100/100 2年目 70/100 3年目 50/100 【助成限度額】 500万円（3年総額）</p> <p>④雇用拡大 ア. 新規雇用4人以下の場合 新規雇用者数×5万円 イ. 新規雇用30人以下の場合 新規雇用者数×10万円 ウ. 新規雇用30人を超える場合 30人×10万円+30人を超える新規雇用者数×15万円 ※アは小規模事業者のみ対象 【助成限度額】 500万円</p> <p>詳しくは、お問い合わせください。</p>	<p>企画振興部 商工観光課 （電話） 0824-73-1178 または 各支所担当室</p>

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
51. 企業立地助成金	<p>【概要】 工場等を新設又は増設に、助成金の交付</p> <p>(1) 土地取得助成 ①工業団地の用地取得者 ②用地取得後3年以内に操業開始</p> <p>(2) 固定資産助成 新規雇用助成 ①工場の建築面積500㎡以上 ②新規雇用5人以上 ※うち市内居住者半数以上 ③指定後3年以内に操業開始</p>	<p>(1) 土地取得助成 土地売買契約金額×25/100以内 【助成金上限額】 1億円</p> <p>(2) 固定資産助成 投下固定資産（土地を除く）の課税標準額×10/100 新規雇用助成 新規雇用30人まで…新規雇用者×15万円 30人を超える部分…新規雇用者数×10万円 【助成金上限額】 5,000万円</p>	<p>企画振興部 商工観光課 (電話) 0824-73-1178 または 各支所担当室</p>
52. 創業サポート補助金	<p>【概要】 市内での創業及び第二創業を拡大させ、市内経済の活性化を図るため、創業にかかる店舗等の設置、借上、市場調査に係る費用に対し補助金を交付</p> <p>【対象者】 新たに創業しようとする個人、団体のうち、次のいずれかに該当するもの ①中小企業基本法に規定する中小企業者で、市内に本店を有する法人又は個人事業主として市内に住所を有し主たる事業所を市内に置くもの ②市内に住所を有する者で、産業競争力強化法の規定による特定創業支援事業を受け、市区町村から証明書を発行されたもの</p> <p>【対象の業種】 ①卸売業、小売業 ②宿泊業、飲食サービス業 ③生活関連サービス業、娯楽業のうち、洗濯・理容・美容・浴場業、衣服裁縫修理業、娯楽業 ④教育、学習支援業のうち、学習塾、教養・技能教授業 ⑤医療・福祉業のうち、医療業</p> <p>【募集期間等】 令和4年7月29日まで</p>	<p>①店舗等設置費 対象経費の1/3以内 【補助金上限額】 改装のみ100万円、取得又は新設200万円</p> <p>②店舗等借上費 対象経費の1/2以内 【補助金上限額】 月額4万円 補助期間 2年</p> <p>③市場調査費 対象経費の1/3以内 【補助金上限額】 50万円</p>	

(6) 住まい・環境・衛生に関するもの

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
53. 住宅リフォーム支援事業補助金	<p>【概要】 市内住宅リフォーム事業者の受注機会を増やすため、住宅リフォーム経費に対して補助金を交付</p> <p>【対象者】 住宅の所有者 (ただし、過去に当該補助金を受けていない方及び住宅のみ)</p> <p>【対象要件等】 建物の修繕工事、建物の利便性を向上させる工事および建物の寿命を延ばす工事</p> <p>詳しくは、お問い合わせください。</p>	<p>対象経費の1/10以内 【補助金上限額】 10万円</p>	<p>環境建設部 都市整備課 (電話) 0824-73-1172 または 各支所担当室</p>
54. 地域木材住宅建築普及奨励金	<p>【概要】 地域材を使用した住宅の新築または改修に奨励金を交付</p> <p>【対象者】 個人</p> <p>【補助要件等】 ①木造住宅であること。 ②主要構造部材等に地域材を使用すること。 ③建築基準法に基づく建築確認または建築工事の届出がなされていること。 ④年度内までに主要構造部材等の施工が完了し、現地確認が出来ること。</p>	<p>地域材の使用量</p> <p>2 m³以上 5 m³未満の場合 10万円 5 m³以上 10 m³未満の場合 20万円 10 m³以上 20 m³未満の場合 40万円 20 m³以上 60万円</p>	<p>企画振興部 林業振興課 (電話) 0824-73-1124 または 各支所担当室</p>
55. 生ごみ処理機器購入補助金	<p>【概要】 生ごみ処理機器を購入、設置した方に補助金を交付</p> <p>【対象者】 個人</p>	<p>購入金額の1/2 【補助金上限額】 1万6千円</p>	<p>環境建設部 環境政策課 (電話) 0824-72-1398 または 各支所担当室</p>
56. 地域ごみ集積所設置補助金	<p>【概要】 新たにごみ集積所を整備する地域に補助金を交付</p> <p>【対象者】 地域(ごみ集積所を適切に維持管理できる自治会等の地域団体)</p>	<p>直接経費の1/2 【補助金上限額】 4万円</p>	
57. 浄化槽設置整備事業補助金	<p>【概要】 市町村設置型浄化槽の設置ができない場合に補助金を交付</p> <p>【対象要件等】 公共下水道、農業集落排水区域を除く区域の住宅が対象 市町村設置型浄化槽整備事業で設置できない場合にのみ対象</p>	<p>5人槽 35万2千円 7人槽 44万1千円 10人槽 58万8千円 ※10人槽を超える場合は、10人槽の補助金を交付 ※既設単独槽を撤去し、新たに合併浄化槽を設置する場合は、上記補助金額に9万円を加算</p>	<p>環境建設部 下水道課 (電話) 0824-73-1175 または 各支所担当室</p>

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
58. 生活扶助世帯水洗化補助金（公共下水道・農集集落排水）	<p>【概要】 生活扶助世帯の方に対して、水洗便所改造並びに排水設備工事に係る費用を補助</p> <p>【対象要件等】 公共下水道・農業集落排水で、供用開始から3年以内のものが対象</p>	改造工事に要する経費として市長が認定する額	環境建設部 下水道課 (電話) 0824-73-1175 または 各支所担当室
59. 飲料水供給施設整備費補助金	<p>【概要】 飲料水が不足する地域で、水源を整備する方に補助金を交付</p> <p>【対象者】 個人、団体(集会施設を設置する自治会等の組織)</p> <p>【対象要件等】 ①掘削に係る経費が対象(給水ポンプ、配水管および送水管、貯水槽、滅菌器等は除く) ②整備箇所が水道事業計画給水区域内の給水可能区域以外であること。 ③一日当たり 3000 以上の水量が確保でき、水質が公的機関の行う飲適検査に適合すること。</p>	補助対象経費の 1/2 【補助対象経費の上限額】 80 万円(2 戸以上共同で申請される場合は、1 戸につき 72 万円)	環境建設部 環境政策課 (電話) 0824-72-1398 または 各支所担当室
60. 建築物吹付けアスベスト除去工事等補助金	<p>【概要】 アスベストの分析調査および除去工事等の費用の一部を補助</p> <p>【対象者】 補助対象建築物の所有者等</p> <p>【対象要件等】 多数の者が利用する民間建築物の共用部分や付属する機械室等(戸建の個人住宅は対象外)</p>	分析調査 費用の全額 【補助金上限額】 25 万円 除去工事等 費用の 2/3 以内 【補助金上限額】 250 万円	環境建設部 都市整備課 (電話) 0824-73-1151 または 各支所担当室
61. 木造住宅耐震改修促進事業補助金	<p>【概要】 木造住宅・建築物の「耐震診断」「耐震改修工事」に係る費用の一部を補助</p> <p>【対象者】 住宅の所有者または入居者</p> <p>【対象要件等】 詳しくは、お問い合わせください。</p>	耐震診断 費用の 2/3 以内 【補助金上限額】 4 万円 耐震改修工事 費用の 1/3 以内 【補助金上限額】 40 万円	

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
62. 老朽危険建築物 除却促進事業補助 金	<p>【概要】 近隣や道路に被害を与える恐れのある老朽化した危険な空き家の除却工事に係る費用の一部を補助</p> <p>【対象者】 対象建築物の所有者または相続人、対象建築物がある土地の所有者または相続人</p> <p>【対象要件等】 現在、使用されていない住宅で、市が老朽危険建築物と認めたもの詳しくは、お問い合わせください。</p>	<p>対象経費の1/3以内 【補助金上限額】 30万円</p>	<p>環境建設部 都市整備課 (電話) 0824-73-1151 または 各支所担当室</p>
63. 建築物土砂災害 対策改修促進事 業補助金	<p>【概要】 土砂災害特別警戒区域内の既存建築物の所有者が行う外壁などの改修や塀などの設置工事に係る費用の一部を補助</p> <p>【対象者】 特別警戒区域に指定される以前からその区域に立地する住宅および居室を有する建築物の所有者</p> <p>【対象要件等】 詳しくは、お問い合わせください。</p>	<p>対象経費の23%以内 【補助金上限額】 75万9千円</p>	
64. ブロック塀等安 全確保事業補助 金	<p>【概要】 地震により倒壊の恐れのあるブロック塀等の除却・建替工事に係る費用の一部を補助</p> <p>【対象者】 対象ブロック塀等の所有者または管理者</p> <p>【対象要件等】 道路等に面し、道路面からの高さが0.8m以上で倒壊の恐れがあると認められるもの 詳しくは、お問い合わせください。</p>	<p>除却工事 費用の2/3以内 【補助金上限額】 15万円</p> <p>建替工事 費用の2/3以内 【補助金上限額】 30万円</p>	

(7) 定住促進に関するもの

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
65. 定住促進奨励金	<p>【概要】 定住するための住宅の取得等を行った転入定住者に対し、奨励金を交付</p> <p>【対象者】 10年以上の定住の意思をもって本市に転入し、令和3年4月1日以後に、住宅の取得又は改修を完了した転入定住者</p> <p>【対象事業】 ①新築住宅取得 ②中古住宅取得（経費が40万円以上のもの。2親等以内の者が所有する物件を除く。） ③住宅改修（経費が40万円以上のもの。） ※本人又は配偶者が所有する住宅</p>	<p>【奨励金の額等】 新築住宅取得 80万円 中古住宅取得 40万円 住宅改修 40万円</p> <p>【加算】 転入者数及び中学校修了前の子ども的人数に応じて、それぞれ5～10万円加算</p>	<p>企画振興部 自治定住課 (電話) 0824-73-1257 または 各支所担当室</p>
66. 空き家家財道具等処分支援補助金	<p>【概要】 空き家バンクへの登録を目的に、所有者が空き家内の家財道具等を処分する費用に対し、補助金を交付</p> <p>【対象者】 空き家内の家財道具等を処分し、庄原市空き家バンクへ登録する所有者等</p> <p>【対象経費】 市内事業者に依頼して実施した空き家の家財道具等の処分に要する経費</p>	<p>【補助金額】 空き家バンクに登録する空き家1件につき10万円</p> <p>※補助対象経費が10万円未満の場合は、千円未満の端数切り捨て</p>	

(8) 暮らしの安心・安全に関するもの

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
67. 市民タクシー事業補助金	<p>【概要】 自治振興区が事業主体となり、タクシーを運行する経費に対して補助</p>	<p>①タクシー料金の 3/5 を限度として補助 ②1往復につき 500 円 ③事務経費 2 万円 (定額) ④事業初年度 1 万円 (定額)</p>	生活福祉部 市民生活課 (電話) 0824-73-1154 または 各支所担当室
68. 芸備線グループ利用助成金	<p>【概要】 芸備線・木次線を利用する市民グループに対し、乗車運賃を助成し、芸備線・木次線の利用促進を図る。</p> <p>【助成対象団体】 市内に住所を有する者を含む 4 人以上のグループとする。</p> <p>【助成対象区間】 ① 市内の駅から新見駅までの区間 ② 市内の駅から三次駅までの区間 ③ 市内の駅から木次駅までの区間</p> <p>※この区間を越えて利用した時は、この区間分を助成対象とする。</p>	<p>【助成対象経費】 市内の駅を出発駅又は到着駅とする片道・往復乗車に要した普通旅客運賃</p> <p>【助成金額】 助成対象経費の2/3の額 (上限 3 万円)</p> <p>※運賃に係る他の補助金との併用はできない。</p>	生活福祉部 市民生活課 (電話) 0824-73-1154 または 各支所担当室
69. チャイルドシート購入助成金	<p>【概要】 チャイルドシートを購入した保護者に助成金を交付 ・同一の乳幼児につき 1 回限り</p>	<p>購入額の 1/3 【補助金上限額】 5 千円</p>	生活福祉部 児童福祉課 (電話) 0824-73-0051 または 各支所担当室
70. LED防犯灯設置補助金	<p>【概要】 LEDの照明器具を新規設置する住民自治組織に対して補助</p>	<p>1 基当たり 2/3 【補助金上限額】 4 万 2 千円</p>	総務部 危機管理課 (電話) 0824-73-1206 または 各支所担当室

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
<p>71. 消防施設整備補助金</p>	<p>【概要】 次の消防施設を整備する自治振興区又は地元消防団後援会に補助金を交付</p> <p>①防火水槽 ②小型動力ポンプ格納庫 ③小型動力ポンプ積載車格納庫 ④ホース乾燥柱</p>	<p>①防火水槽（容量 20 m³以上） 新設 1 基当たり 上限 34 万円 改修 1 基当たり 上限 13 万 6 千円</p> <p>②小型動力ポンプ格納庫 新築または増改築 1 棟当たり 上限 20 万 4 千円 改修 1 棟当たり 1/3 【補助金上限額】 20 万 4 千円</p> <p>③小型動力ポンプ積載車格納庫 新築または増改築 1 棟当たり 上限 68 万円 改修 1 棟当たり 1/3 【補助金上限額】 20 万 4 千円</p> <p>④ホース乾燥柱 新設 1 基当たり 上限 6 万 8 千円 改修 1 基当たり 上限 3 万 4 千円</p>	<p>総務部 危機管理課 （電話） 0824-73-1206 または 各支所担当室</p>
<p>72. 自主防災組織活動補助金</p>	<p>【概要】 自主防災組織が定める防災計画に基づく次の防災活動に対し補助</p> <p>①地域防災活動事業 ②防災資機材整備事業</p>	<p>対象経費の 4/5 以内 【補助金上限額】 2 事業合わせて 300 万円 各事業につき毎年度 1 回限り</p>	

(9) 保健・福祉・医療に関するもの

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
73. 介護職員研修受講費等補助金	<p>【概要】 市内の介護事業所等に就労し、介護職員研修を受講又は資格試験等を受験した者に対し、補助金を交付し、介護人材の質の向上、確保及び定着を図る。</p> <p>【補助対象とする経費】 ①研修受講に係る費用 ・初任者研修 ・実務者研修 ・介護支援専門員に関する研修 ②試験受験に係る費用 ・介護福祉士試験 ・介護支援専門員実務研修受講試験</p> <p>【交付対象要件】 次の要件をすべて満たす者 ・市内に住所を有し、市内の介護事業所等で就労している者 ・本人及び同一世帯員が市税及びこれらに附帯する延滞金を滞納していない者 ・研修修了後、試験受験後から就労期間が3ヵ月を経過した者</p>	<p>【補助金額】 ・初任者研修費用の1/2以内 （上限 3万円） ・実務者研修費用の1/2以内 （上限 5万円） ・上記以外の研修及び試験費用の全額 （上限 1万円） ※千円未満切り捨て</p>	生活福祉部 高齢者福祉課 （電話） 0824-73-1167 または 各支所担当室
74. 地域デイホーム活動支援事業補助金	<p>【概要】 地域内の高齢者等を対象に、生活相談や健康チェック・レクリエーション、食事交流などの介護予防に取り込まれる「地域デイホーム活動」に対して、その経費の一部を助成する。</p> <p>【対象事業など】 (1)助成対象 自治振興区などの公共的団体 (2)対象となる取組み内容 次のことを基本として、4時間程度行われるもの ①情報交換・生活相談、②健康確認、③介護予防レクリエーション、④食事、⑤交流 (3)デイホーム参加対象者 在宅の概ね65歳以上の高齢者及び介護予防活動に取り組む障害者等で市長が認める者 (4)デイホームの実施規模 10人を標準とし、5人以上概ね30人まで (5)助成対象経費 ①事業の運営に必要な経費、②小地域サロン活動助成との重複申請は不可</p>	<p>運営助成 基本助成と参加人数割助成の2種類で、その額は次に定める額以内とする。 ①基本助成 4,000円（1回当たり） ②参加人数割助成 400円（1人・1回当たり）</p> <p>準備助成 新規開設会場1箇所あたり 30,000円（1回限り）</p>	生活福祉部 高齢者福祉課 （電話） 0824-73-1165 または 各支所担当室

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
75. 出産祝金	<p>【概要】 誕生した子どもたちを祝福し、その健やかな育成を願うため祝金を支給</p> <p>【対象要件等】 ①新生児が出生した日に、保護者が1年以上引き続き庄原市の住民基本台帳に記録され、かつ市内に生活の本拠を有すること。(この期間が1年未満の場合は1年が経過した日をもって、この要件に該当) ②出生児が出生した日と、庄原市の住民となった日が同一であること。 ③祝金を受けとったのち、さらに1年以上市内に住所を有す意思があること。</p>	<p>第1子 10万円 第2子 10万円 第3子以降 25万円</p>	<p>生活福祉部 児童福祉課 (電話) 0824-73-0051 または 各支所担当室</p>
76. 自立支援教育訓練給付金	<p>【概要】 母子家庭の母、父子家庭の父の主体的な能力開発の取り組みを支援し、自立の促進を図るため、受講した教育訓練に要した費用の一部に対し給付金を支給</p> <p>【対象者】 ①児童扶養手当の受給者または、これと同様の所得水準にある方 ②就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況等から適職に就くために教育訓練が必要であると認められる方</p> <p>【対象講座】 ①雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座 ②就業に結びつく可能性の高い講座として厚生労働省が定める講座等</p>	<p>①雇用保険法の規定による教育訓練給付金の受給資格がない方 対象教育訓練の受講費用の60% 【支給上限額】 20万円(修学年数に20万円を乗じた額が受講費用の60%を超える場合は、上限80万円) ②雇用保険法の規定による教育訓練給付金の受給資格がある方</p> <p>①で支給される額から雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給額を差し引いた額</p>	<p>生活福祉部 児童福祉課 (電話) 0824-73-1192 または 各支所担当室</p>

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
77. 高等技能訓練促進費事業補助金	<p>【概要】 母子家庭の母、父子家庭の父が、資格取得するため修業することに対し、生活の負担軽減を図るため、給付金を支給</p> <p>【対象者】 児童扶養手当受給者または、児童扶養手当の当該年度における所得制限限度額の範囲内の方</p> <p>【対象要件】 1年以上のカリキュラムを修業し、資格所得が見込まれること。</p> <p>【対象資格】 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士 など</p> <p>【対象期間】 原則修業の全期間 上限4年</p>	<p>促進費 市民税非課税世帯 10万円 課税世帯 7万5千円 ※修業期間の最後1年間については月額4万円加算</p> <p>修了一時金 市民税非課税世帯 5万円 課税世帯 2万5千円</p>	生活福祉部 児童福祉課 (電話) 0824-73-1192 または 各支所担当室
78. 敬老会事業補助金	<p>【概要】 各地域において実施されている敬老会事業の主催団体に対して補助</p>	12月末現在において75歳以上の高齢者数に1人当たり1,220円を乗じた額	生活福祉部 高齢者福祉課 (電話) 0824-73-1165 または 各支所担当室
79. 高齢者世帯雪下ろし支援制度補助金	<p>【概要】 住宅の雪下ろしや下ろした雪の除去又は軒下の雪の除去に要した経費の一部を助成</p> <p>【対象者】 75歳以上の方のみで構成する市民税非課税世帯 ただし、上記世帯に、身体障害者手帳(1級～4級)所持者、療育手帳(Ⓐ～Ⓑ)所持者、精神障害者保健福祉手帳(1級・2級)所持者、15歳未満の児童(当該児童の父母と同居していない場合に限る)の、いずれかの者が同居している世帯も対象とする。</p>	<p>作業経費の1/3 【助成金上限額】 3万7千円</p>	
80. じん臓障害者通院助成金	<p>【概要】 医療機関において、通院により血液透析治療を行う在宅のじん臓機能障害者の経済的負担の軽減を図り、福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>【対象者】 市内に住所を有する血液透析治療の通院をしている在宅のじん臓機能障害者</p>	<p>次のいずれかにより、通院にかかる費用を助成</p> <p>①一枚300円の福祉タクシー券を交付 (年間〔4月～翌年3月〕240枚) ※年度途中で血液透析を開始された方等も対象とする。</p> <p>②自宅の最寄停留所から医療機関の最寄停留所までの公共交通機関の半額相当額を助成</p>	生活福祉部 社会福祉課 (電話) 0824-73-1210 または 各支所担当室

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先								
81. 障害者福祉事業 所通所助成金	<p>【概要】 障害者福祉作業所へ通所する障害者に対し、通所助成金を交付し、当該障害者の経済的負担及び自立支援を図ることを目的とする。</p> <p>【対象者】 市内に住所を有し、次のいずれかに該当する作業所等へ通所している在宅の障害者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者通所授産施設 ・ 障害者小規模作業所 ・ 地域活動支援センターⅡ型、Ⅲ型 ・ 就労移行支援事業所 ・ 就労継続支援事業所 ・ 自立訓練事業所 ・ 生活介護事業所 	<p>【助成金額】 次のいずれかの通所方法による通所に係る経費を片道ごとに助成</p> <p>①公共交通機関 自宅から作業所等までの最寄の停留所間における旅客運賃の額(障害者手帳による割引適用後の額)</p> <p>②自家用車(家族の送迎を含む)又はバイク 自宅から作業所等までの距離1km当たり10円</p>	生活福祉部 社会福祉課 (電話) 0824-73-1210 または 各支所担当室								
82. 買物弱者対策支援事業補助金・奨励金	<p>【概要】 高齢者、障害者等の見守り活動を伴う移動販売を行う事業者に対し、補助金及び奨励金を交付し、高齢者等の買い物に係る利便性の向上及び安心・安全な生活環境の確保、移動販売事業の持続性を図ることを目的とする。</p> <p>【対象者】 次のいずれかにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に主たる事業所を有する法人、個人事業主、NPO又は法人格を有する自治振興区 ・ 移動販売を週2日以上行い、当該移動販売において見守り活動を行う者 ・ 移動販売の実施に必要な資格等を有し、または有する見込みのある者 <p>※「移動販売」、「見守り活動」には要件があるため、詳しくはお問い合わせください。</p>	<p>【補助金等の額】</p> <p>①移動販売車購入等補助金 移動販売車の購入または更新に係る経費の1/2以内、上限150万円 1事業者1回限り、交付決定年度の翌年度から5年間の事業継続要件あり</p> <p>②高齢者等見守り活動奨励金 補助対象者が実施する見守り活動に対し、対象となった世帯数に応じた額</p> <table border="0"> <tr> <td>20世帯以上</td> <td>月額1万円</td> </tr> <tr> <td>30世帯以上</td> <td>月額1万5千円</td> </tr> <tr> <td>40世帯以上</td> <td>月額2万円</td> </tr> <tr> <td>50世帯以上</td> <td>月額3万円</td> </tr> </table>	20世帯以上	月額1万円	30世帯以上	月額1万5千円	40世帯以上	月額2万円	50世帯以上	月額3万円	
20世帯以上	月額1万円										
30世帯以上	月額1万5千円										
40世帯以上	月額2万円										
50世帯以上	月額3万円										

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
83. 骨髄ドナー助成金	<p>【概要】 有給休暇を取得せず骨髄等の提供が完了した者に、助成金を交付し、休業等による経済的負担の軽減を図る。</p> <p>【対象者】 骨髄バンクが行う事業による骨髄等の提供者で、次のいずれにも該当するものとする。 ①骨髄等の提供が完了した者であって当該完了日に市内に住所を有している者 ②現に就労している者で、骨髄等の提供に係る通院又は入院をした日に、有給休暇若しくは骨髄等の提供を行うための特別の休暇を取得していない者又は自営業者等のうち休業等により収入が減少するもの ③他の地方公共団体等が実施する同種同類の助成金等を受けていない者</p>	<p>次に掲げる骨髄等の提供に係る通院又は入院の日数(有給の休暇を取得した日数を除く。)に2万円を乗じて得た額とし、14万円を限度とする。</p> <p>① 健康診断のための通院 ② 自己血の採血のための通院 ③ 骨髄等の採取のための入院</p>	<p>生活福祉部 保健医療課 (電話) 0824-73-1155 または 各支所担当室</p>
84. 不妊検査・一般不妊治療費補助金	<p>【概要】 不妊検査・一般不妊治療を行う方に対して補助</p> <p>【対象者】 次のすべてに当てはまる方 ・市内に住所がある方 ・広島県不妊検査費等支援事業の助成を受けた方</p>	<p>夫婦が受けた不妊検査・一般不妊治療に要した医療費から広島県不妊検査費等支援事業の助成額を差し引いた額を補助</p> <p>【補助金上限額】 1回あたり5万円</p>	<p>生活福祉部 保健医療課 (電話) 0824-73-1214 または 各支所担当室</p>
85. 不育症治療費補助金	<p>【概要】 医療保険対象外の不育症にかかる治療費及び検査を行う方に対して補助</p> <p>【対象者】 次のすべてに当てはまる方 ・国内の保険医療機関において不育症治療等を受けていること ・不育症治療等の開始日から引き続き婚姻していること(事実上の婚姻関係等を含む) ・申請者又はその配偶者のいずれかが開始日以降、引き続き市内に住所を有すること</p>	<p>【補助金額】 補助対象者又は補助対象者の配偶者が受けた治療費及び検査費用治療費及び検査費用につき、30万円を上限に助成。 なお、広島県不育症検査費用助成事業による助成を受けた場合は、助成額(最大5万円)を控除した額につき、30万円を上限に助成。</p>	

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
86. 骨髄移植患者等の定期予防接種ワクチン再接種費用補助金	<p>【概要】 骨髄移植手術等の特別な事情によって、接種済みの定期予防接種の効果が低下または失われた方に対して、任意で再接種を行う費用を補助</p> <p>【接種対象者】 次のすべてに当てはまる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種の再接種日において市内に住民登録のある 20 歳未満の方 ・ 対象予防接種の再接種が必要であると医師が認めた方 ・ 過去に受けた定期予防接種について、予防接種関係法令に従い受けていること 	<p>【補助金額】 次のいずれか少ない額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象予防接種の再接種の際に医療機関に支払った額 ・ 市が定める額 	生活福祉部 保健医療課 (電話) 0824-73-1155 または 各支所担当室

(10) 教育に関するもの

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
87. 小中学校入学祝金	<p>【概要】 児童・生徒が小学校、中学校及び特別支援学校(小学部、中学部)に入学する際に、庄原市入学祝金を支給</p> <p>【対象者】 4月に小・中学校又は特別支援学校(小学部、中学部)に入学する児童・生徒を養育している保護者</p>	小学校入学時 1人当たり 3万円 中学校入学時 1人当たり 3万円	教育委員会 教育部教育総務課 (電話) 0824-73-1182 または 各支所担当室
88. 英語検定料補助金	<p>【概要】 英語検定料の一部を補助</p> <p>【対象者】 中学生の保護者</p>	<p>【補助金額】 検定料の2/3</p> <p>【対象の級】 実用英語検定3級以上</p>	教育委員会 教育部教育指導課 (電話) 0824-73-1184 または 各支所担当室・各中学校
89. 全国大会参加費補助金	<p>【概要】 予選会等を経て広島県代表として全国的な大会以上に出場する個人又は団体に対して補助</p> <p>【補助対象経費】 交通費、宿泊費、大会参加負担金</p>	<p>補助対象経費の1/2</p> <p>【補助金上限額】 12万円</p>	教育委員会 教育部生涯学習課 (電話) 0824-73-1188 または 各支所担当室

(11) 平成30年7月豪雨災害に関するもの

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
90. 有害鳥獣防除事業補助金(災害)	<p>【概要】 平成30年7月豪雨による災害において損壊し、又は滅失等した有害鳥獣防除柵を復旧するための、電気柵・トタン等の資材または、捕獲柵の購入経費に対して補助</p> <p>【対象者】 個人、団体等</p> <p>【補助要件等】 防除柵設置事業 電気柵、トタン、ネット、フェンスの資材購入費</p>	防除柵設置事業 資材購入費の1/2以内	企画振興部 林業振興課 (電話) 0824-73-1124 または 各支所担当室
91. 農林施設整備事業補助金(災害)	<p>【概要】 平成30年7月豪雨災害で被災した農地及び農林施設に限り、災害復旧工事に対して補助</p> <p>(1) 災害復旧工事の特例による採択基準 国庫補助災害復旧事業に採択されない次の工事で、かつ市へ災害による被災報告をしている工事費3万円以上のもの。 ・農地災害復旧工事 ・農林施設災害復旧工事(受益者が2戸以上)</p> <p>(2) (1)の対象外となる農地・農林施設の災害復旧工事の採択基準</p> <p>(通常の補助制度と同様) 単独県費補助事業に採択されない次の工事で、かつ市へ災害による被災報告をしている工事費10万円以上のもの。 ①農道又は林道(橋梁を含む)の改修・改良及び舗装工事 ②治山のための土留等工事 ③ため池の用途廃止の為の工事 ④かんがい排水施設の改修工事 ⑤農地及び畦畔の改修改良工事</p>	<p>(1) 対象経費の75% 【補助金上限額】 30万円</p> <p>(2) 対象経費の25% 【補助金上限額】 37万5千円</p>	環境建設部 建設課 (電話) 0824-73-1150 または 各支所担当室